

介護・福祉・医療などの社会保障の施策拡充についての請願・陳情回答

陳情事項	所管課	回 答
【1】憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。		社会保障関係の改正等が頻繁に行われるなか、施行にあつては職員の十分な制度理解と住民に対する周知を適時に行い、該当者には個別通知する等利用できる施策を進めていきます。
★【2】以下の事項については、市町村が住民サービス向上の視点にたつて臨めば、実施可能なサービスですので、未実施の施策があれば、速やかに実施してください。		
①住宅改修、福祉用具の受取代理（受領委任払い）制度を実施してください。	福祉課	平成19年度から実施しています。
②障害者控除の認定にあたって、次の3点を実施してください。 ア. 介護保険のすべての要介護認定者を「障害者控除」対象としてください。 イ. すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象認定申請書」を個別に送付してください。 ウ. 「障害者控除認定書」を交付した人については、対象者の障害事由の変更・消滅がなければ、翌年以降は、認定書がなくても障害者控除の対象となることを周知してください。	福祉課	ア. 現行基準で引続き行います。 （主治医意見書のねたきり自立度・認知症自立度で判断） イ. 該当者には申請書を個別送付するとともに、広報にも掲載しています。
③福祉給付金の支払いは、現物給付（窓口無料）にしてください。当面、自動払いしてください。	住民課	平成20年4月診療分から現物給付（窓口無料）になります。
④老人保健の「現役並み所得者」の認定に当っては、課税所得が145万円以上であっても、収入基準（夫婦世帯520万円、単身383万円）に満たない高齢者については、申請がなくても、自動的に「現役並み所得者」から除いてください。少なくとも、「基準収入額適用申請書」を個別送付してください。	住民課	老人保健基準収入額申請書による申請に基づき所得税申告書などで内容を確認し、それにより負担割合が変わることが施行規則や国の通知により定められているため、申請が必要です。また、この申請書は、経費節減により世帯でまとめて郵送しています。
⑤2008年4月から実施される「高額医療・介護合算療養費」の払い戻し手続きは、毎回の申請に係る負担を軽減するために、申請を初回のみとし、2回目からは自動払いとしてください。	住民課、福祉課	制度の詳細が確定した段階で検討したい。
⑥子どもの医療費助成制度を償還払いで実施している場合、現物給付（窓口無料）にしてください。	住民課	県内の医療機関での受診であれば、入通院とも小学校3年生までは現物給付です。平成20年4月から中学校までの無料化を予定

<p>⑦国民健康保険の保険料(税) 2割軽減および市町村独自の減免制度について、減免対象者が把握できる世帯には自動適用または申請書を個別送付するなどの方法で申請漏れのないようにしてください。</p>	<p>住民課</p>	<p>2割軽減については、対象者に申請書を送付していますが、平成19年度からは自動適用を実施する見込みです。 減免制度については、県下の状況をみながら検討していきます。</p>
<p>⑧出産・育児一時金の受取代理(受領委任払い)制度を実施していない市町村は実施してください。</p>	<p>住民課</p>	<p>実施しています。</p>
<p>【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。 1. 安心できる介護保障について</p>		
<p>(1) 介護保険について</p>		
<p>①保険料・利用料減免、介護サービス改善のための費用を一般会計から繰り入れてください。</p>	<p>福祉課</p>	<p>3原則遵守により、減免についての一般会計からの繰入はしません。</p>
<p>②介護保険料について ★ア. 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。 イ. 減免に際して預貯金や不動産の所有を理由にして対象者を狭めないでください。</p>	<p>福祉課</p>	<p>ア. 当面、現行の減免基準で行っていきます。拡充は今後の状況を見て配慮したい。 イ. 預貯金の基準はありませんが、居住用資産以外の不動産所有者については、軽減の対象としません。</p>
<p>③利用料について ★ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。 イ. 低所得者の高額介護サービス費の限度額を引き下げてください。 ウ. 2005年からの居住費・食費の全額自己負担に対し、国の軽減措置の拡充と市町村独自の減免制度を設けてください。</p>	<p>福祉課</p>	<p>ア. 本年度から「居住用以外の資産」の条件を削除しました。 イ. 現行の限度額で行います。 ウ. 現行制度の国の軽減措置で行います。</p>
<p>④要支援、要介護1の人に対する車いすや介護ベッドなど福祉用具の貸与について、一律的に取りあげず簡素な手続きで利用できるようにしてください。</p>	<p>福祉課</p>	<p>軽度利用者の身体の状況等により、サービス担当者会議等で必要と判断された方は利用できます。</p>
<p>⑤地域包括支援センターについて ★ア. 地域包括支援センターは、住民が利用しやすい身近なところに配置し、介護予防のケアプランを立ててもらえない利用者を出さないために、人員配置を国基準の3人以上を確保してください。</p>	<p>福祉課</p>	<p>ア. 包括は1箇所ですが、在介を2箇所設置し、相談・手続き等の窓口としての役割を担っています。 介護予防ケアプラン作成等のため、今年1名増員しました。</p>

<p>イ. 介護予防のマネジメントだけでなく、権利擁護や地域包括支援のネットワークの形成、特に認知症や老人虐待、経済的事由などの困難事例は、サービス提供も含め市町村が責任をもっておこなってください。</p> <p>ウ. 民間に地域包括支援センターを委託している市町村は、委託料を公的責任が果たせる水準に引き上げてください。</p>		<p>イ. 町として委託事業に関わりを持って対応しています。特に、高齢者虐待等の困難事例については責任をもって行っています。</p> <p>ウ. 幸田町社会福祉協議会に委託していますが、必要経費は、委託料として支払っています。</p>
<p>⑥介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてにゆきわたるようにしてください。</p>	福祉課	<p>第3期の介護保険事業計画なかで、国の指針により施設サービスの利用者数の目標値が設定されています。現時点で既にその値を満たしていますので整備計画はしていません。</p>
<p>⑦人材確保と質の向上のために</p> <p>ア. ヘルパーやケアマネジャーの研修は、市町村の責任で実施してください。</p> <p>イ. 介護労働者の処遇が適正におこなわれるよう、管轄の労働基準監督署や県労働局と協力・連携して事業所の講習や自治体として必要な施策を講じてください。</p>	福祉課	<p>ア. ケアマネ会議を定期的に行い、制度改正の周知、事例研修等も行っています。また、県や振興会が開催する研修等の情報提供を行っています。</p> <p>イ. 指定権限者として、事業所の指導・監督を行います。労働基準監督署等と協力・連携しての事業所の講習は行いません。</p>
<p>(2) 高齢者福祉施策の充実について</p>		
<p>①地域支援事業の財源は、一般財源を基本とし、介護保険からの支出は極力しないください。</p>	福祉課	<p>保険料と公費で賄いますが、政令で定める額を超えるものは一般財源とします。</p>
<p>②配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食（ふれあい）方式も含め実施してください。</p>	福祉課	<p>費用負担は、原材料費を負担していただいております。引き上げは考えていません。ふれあいサークルを通して週3回（火・木・金）、会食は年2回（春・秋）実施していますが、毎日の配食は難しいと考えています。</p>
<p>③独居、高齢者世帯のゴミ出しの援助など生活支援の施策をすすめてください。</p>	福祉課	<p>日常生活に援助を必要とされる方は、ホームヘルパー派遣を行っています。恒常的でない援助は、軽度生活支援事業で対応しています。</p>
<p>④要支援、要介護の高齢者などの介護手当を引き上げ、所得や介護期間、介護度などの制限を設けず支給してください。</p>	福祉課	<p>在宅介護手当は、月額5千円を支給しており、当面現行どおりとします。</p>
<p>⑤住宅改修費への独自の助成制度を実施・増額してください</p>	福祉課	<p>介護保険適用外について、身体障害者福祉事業で実施しています。当面現行どおりとします。</p>
<p>★⑥介護予防は、高齢者が地域でいきいきと生活し、要介護状態にならないようにするため、敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援や宅老所、街角サロンなどの集まりの場への援助など多面的な施策を一般財源で実施してください。</p>	福祉課	<p>福祉巡回バスを無料で運行し、町内22箇所で社会福祉協議会の助成で「生き生きサロン」を、健康課が6学区で「げんきかい」、福祉課が「生きがいデイサービス」を、高齢者の交流の場、介護予防等を目的として一般財源で行っています。</p>

2. 国の税制改正に伴う負担増の軽減措置について		
★①公的年金等控除の縮小、老年者控除や定率減税の廃止など、国の税制改正に伴う国民健康保険料（税）、介護保険料などの負担増を軽減する緊急対策を、国の施策に加えて市町村独自に実施してください。	住民課・福祉課	平成20年度医療制度改正に伴い、税率、賦課限度額など総合的に見直していきます。 介護保険料は、町独自の実施は考えていません。
②市町村独自の減免制度が、同様の理由で受けられなくなった人に対しては、引き続き受けられるようにしてください。	住民課・福祉課	現行の条例規則に基づき適正に実施していきます。 現行どおりの基準とします。
3. 高齢者医療の充実について		
★①2008年4月から2割負担に引き上げられる70歳以上の高齢者の医療費負担を1割に据え置くために、医療費助成を実施してください。少なくとも、73歳・74歳の老人医療費助成制度対象者については、必ず1割分の助成を行ってください。	住民課	県としては「老人医療制度」の「制度廃止」が市町村代表者会議により了承されており、幸田町においても、それを受け廃止する方向です。
②福祉給付金制度の対象は、2008年4月から実施される後期高齢者医療制度の加入者も引き続き対象とするとともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。	住民課	平成20年4月からは後期高齢者医療として、75歳以上の者、及び65歳以上75歳未満で一定程度の障害の状態にあると認定された者（申請による）を対象とします。
★③後期高齢者医療対象者に対し、名古屋市国保並みの減免制度を設けるとともに、保険料滞納者に対する保険証の取り上げをしないでください。	住民課	後期高齢者医療制度に基づき実施します。
4. 子育て支援について		
★①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付（窓口無料）で実施してください。	住民課	平成20年4月から実施予定
★②妊産婦の無料健診制度は、産前14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。	健康課	平成19年10月1日より無料健診2回を7回に拡大します。
③妊産婦医療費無料制度を新設してください。	健康課	制度については、近隣の状況を見ながら検討していきます。
④就学援助制度を拡充し、申請の受付は学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。	学校教育課	近隣市町村と同一步調で行っていきます。受付は、町の窓口でも受け付けています。

5. 国保の改善について		
①制度の運用にあたっては、国民健康保険法第1条「社会保障及び国民保健の向上を目的とする」の立場でおこない、「相互扶助」「公平な負担」などの考え方を持ち込まないでください。	住民課	国民健康保険財政状況等から適正に運用していきます。
<p>★②保険料（税）について</p> <p>ア. 保険料（税）の引き上げをおこなわず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。</p> <p>イ. 就学前の子供については、均等割の対象としないでください。</p> <p>ウ. 前年所得が、生活保護基準の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。</p> <p>エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の9/10以下」にしてください。</p>	住民課	<p>ア. イ. 平成20年度医療費制度改正に伴い、税率、賦課限度額など総合的に見直していきます。</p> <p>ウ. エ. 県下の状況をみながら検討していきます。</p>
<p>★③保険料（税）滞納者への対応について</p> <p>ア. 資格証明書の発行をおこなわず、すべての被保険者に正規の保険証を無条件で交付してください。むやみに短期保険証の発行をおこなわず、払う意思があつて分納中の加入者には、正規の保険証を交付してください</p> <p>イ. 保険料（税）を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料（税）の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。</p> <p>ウ. 保険料（税）滞納を理由に、高額療養費の「限度額適用認定証」の交付制限をおこなわないでください。</p>	住民課	<p>ア. 短期保険証交付要領又は資格証明書交付要綱に基づき、滞納状況を見極めて慎重に対応していきます。</p> <p>イ. 滞納者の生活実態の把握に努め慎重に対応していきます。</p> <p>ウ. 滞納状況を見極めて慎重に対応していきます。</p>
④国民年金保険料の滞納を理由にした短期保険証の発行はおこなわないでください。	住民課	当面は、実施する考えはありません。
⑤一部負担金の減免制度（国保法第44条）の案内チラシ、申請用紙などを役所窓口におくなど、制度を広く住民に周知してください。また、制度の規定がない場合は、規定をつくってください。	住民課	町広報誌に掲載して、広く住民に周知をしています。
⑥国保法第58条第2項に基づいて、傷病手当、出産手当制度を新設してください。	住民課	県下の状況をみながら検討していきます。

6. 生活保護について		
①生活保護の申請に対する締め付けをしないでください。	福祉課	生活保護法に基づき、生活に困窮している方に対して最低限度の生活を営む権利を保障しているだけでなく積極的に自立の助長を図ることを目的とし、できる限りの努力をしてもなお生活に困っている場合は、国で定めた条件を満たせば誰でも申請し、保護を受けることができます。 生活にお困りの方は、遠慮なくご相談ください。
7. 障害者施策の充実について		
①4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃してください。	福祉課	負担軽減措置に係わる資産要件は国の制度で定められており、撤廃については考えていません。
②補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。	福祉課	補装具も含め利用料は、基準額・単価表の1割を負担していただいております。障害特性に応じてサービスが低下しないよう努めています。軽減措置については、近隣の状況を見ながら検討していきます。
③移動支援の利用範囲を通学・通所・通勤に使えるようにしてください。また、利用時間上限を設けず、必要とする時間を支給してください。	福祉課	社会生活上必要不可欠な外出・余暇活動等の社会参加のための外出としており、通勤・経済活動・長期にわたる外出等は除くこととしています。利用時間の上限は設定しておりません。
★④精神障害にある人を障害者医療費助成制度の対象にしてください。	住民課	平成19年10月診療分から精神障害者保健福祉手帳1級又は2級保持者は、通院に関し全疾病について医療費自己負担額が全額助成となります。
⑤障害児に係わる福祉サービスの利用料、給食費などの負担をなくしてください。	福祉課	児童デイサービス等の利用者に子育て支援助成として利用者負担額を助成し、知的障害者児通園施設等に通園している施設の提供する給食費の本人負担軽減助成を図っています。
⑥学齢障害児（小学生～中高生）児童デイサービスを含め、放課後・長期休暇中の支援体制をつくってください。また、余暇支援として移動支援などを充実してください。	福祉課	支援体制については、関係機関・施設等も含め近隣の状況を見ながら検討していきたい。また、余暇支援については、現行の移動支援事業にて対応していきます。
⑦地域活動センター・小規模授産所への人件費補助を充実してください。	福祉課	授産所は、町の直営施設で職員を配置しています。
8. 健診事業について		

★①特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託も実施してください。	健康課	特定健診については、不確定の部分もあり他課と調整しています。がん検診は、町民税非課税世帯、生活保護世帯、70歳以上の方等は、無料で実施しています。歯周疾患検診は、医療機関で個別に40.50.60.70.歳の方を無料で実施しています。実施時期の拡大については、健診以後の保健指導等の体制の状況や、委託業者の受入能力等の問題があり、通年は難しいと考えます。また、個別医療機関委託方式については、委託業者の受入能力等の問題や診断医師（医師会）との調整が必要であり、今後の検討課題とします。
②歯周疾患検診および75歳以上の検診については、少なくとも現行水準を後退させることなく、年1回受けられるようにしてください。	住民課	年1回40.50.60.70歳の節目検診を実施しています。
③子宮がん・乳がん検診を2年に1回としている市町村は、年1回にしてください。	健康課	年1回実施しています。
④前立腺がん検診を年1回受けられるようにしてください。	健康課	50歳以上の男性を対象に年1回実施しています。また、人間ドックで男性の検査項目に前立腺がんが含まれています。
【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。		
1. 国に対する意見書・要望書		
①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。また、国民年金保険料滞納者に対し、短期保険証など制裁措置をしないでください。	住民課	今後の動静を見極め判断していきたい。
②後期高齢者医療制度の対象者が経済的状況にかかわらず、必要な医療が受けられるよう、国において十分な低所得者対策を講じてください。また、保健事業および葬祭費に十分な公費負担を導入してください。	住民課	所得の低い人は、世帯の所得水準に応じて保険料の均等割額が軽減されます。軽減割合は、7割、5割、2割です。また、保健事業及び葬祭費にも公費負担を導入します。
③介護保険への国庫負担を増やして、保険料・利用料減免制度を国の制度として実施するなど負担の軽減と給付の改善をすすめてください。また、障害者自立支援法の利用者負担の軽減措置を拡充するとともに、施設・事業者に対する報酬単価を改善してください。	福祉課	他市町村の動向を見て検討します。
④子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と妊産婦の健診制度の補助金を復活・拡充してください。また、現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。	住民課	本町では、平成19年4月診療分から小学校3年生まで医療費は無料です。平成20年4月から中学校卒業までの無料化を予定
⑤消費税の引き上げは行わないでください。		

2. 愛知県に対する意見書・要望書		
①2008年4月から2割負担に引き上げられる70歳以上の高齢者の医療費負担を1割に据え置くために、医療費助成を実施してください。少なくとも、73歳・74歳の老人医療費助成制度対象者については、必ず1割分の助成を行ってください。	住民課	平成19年10月から73歳・74歳の老人医療費助成制度は廃止となります。
②福祉給付金制度を70歳から実施し、支払方法を現物給付方式にしてください。	住民課	平成20年4月から現物給付になります。
③後期高齢者医療対象者へ県としての減免制度を設けてください。	住民課	保険料減免は、災害、給付制限、その他連合会長が必要と認める者について広域条例で制定します。
④子どもの医療費助成制度の対象を入院・通院とも中学校卒業まで拡大してください。	住民課	平成20年4月診療分から、中学校卒業まで助成対象とします。
⑤削減した国民健康保険への県の補助金を元にもどし、増額してください。	住民課	他市町村の動向を見て検討していきます。
⑥精神障害にある人を障害者医療費助成制度の対象にしてください。	住民課	平成19年10月診療分から精神障害者保健福祉手帳1級又は2級保持者は、通院に関し全疾病について医療費自己負担額が全額助成となります。
⑦4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃するなどさらなる軽減策をとってください。	福祉課	負担軽減措置に係わる資産要件は国の制度で定められており、撤廃については考えていません。
3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書		
①保険料は、高齢者の生活実態に即した保険料にしてください。	住民課	保険料は、被保険者全員が頭割りで負担する均等割額と被保険者の所得に応じて負担する所得割額の合計となります。
②低所得者に配慮し、必要な医療が安心して受けられる減免制度を設けてください。	住民課	所得の低い人は、世帯の所得水準に応じて保険料の均等割額が軽減されます。軽減割合は、7割、5割、2割です。
③保険料を払えない人への保険証の取り上げをしないでください。	住民課	特別な理由がなく保険料を滞納した場合は、短期被保険者証が発行されます。また、滞納が1年以上続いた場合には、保険証を返還してもらい資格証明書を交付します。
④健診を、今まで通り、希望者全員が受けられるようにしてください。	住民課	対象者は、健診を受けることができます。
⑤県民および高齢者が参加できる運営協議会を設けてください。	住民課	働きがけをしていきます。